# 自 動 車 保 険 契 約 書 （案）

長野県知事　阿部　守一（以下「被保険者」という。）と　●●●●●●●●●●●●●●●●●●（以下「保険者」という。）は、次の条項により長野県公用車の自動車保険について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第１条　被保険者と保険者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

２　保険者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（契約内容等）

第２条　自動車保険の内容は、次のとおりとする。

(1)　保険責任

この保険契約は、後条及び別添「長野県公用車の自動車保険に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）並びに、この契約書に添付した「自動車総合保険普通保険約款（以下「普通約款」という。）及び保険者が発行する自動車任意保険証券によることとする。

(2)　保険料

対人賠償　１名につき　　１，０００万円

対物賠償　１事故につき　　１００万円（免責なし）

(3)　被保険車両

自動車保険の被保険車両は、被保険者が指定する車両とする。

(4)　保険期間

令和６年６月１日午後４時から令和７年６月１日午後４時まで

（保険料）

第３条　本保険契約の保険料は金●●●●●●●●円とし、被保険者から保険者への支払いは全額前払いの方法によるものとする。

（契約保証金）

第４条　契約保証金は、●●●●●●●●円とする。

（被保険車両の変更等）

第５条　被保険者は、第２条に定める保険期間中に被保険車両の変更等を行うときは、保険者に保険異動承諾請求書を提出するものとする。

２　保険者は、前項による変更を承諾したときは、保険契約及び普通保険約款の定めにより保険料を変更し、契約期間満了時に追徴若しくは払戻を行う。

（普通約款の解釈）

第６条　この契約書及び仕様書に規定しない事項については、この契約に反しない限り、普通約款の規定を準用する。

（権利義務の譲渡、継承）

第７条　保険者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、被保険者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（契約解除）

第８条　被保険者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1)　保険者が、この保険契約の処理が不適当と認められたとき。

(2)　保険者が、保険契約を履行することができないと明らかに認められるとき。

(3)　保険者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から被保険者が受けた場合。

(4)　前各号の場合のほか、保険者がこの契約に違反したとき。

２　前項の規定により、保険契約が解除されたされたときは、普通約款の定めに基づき、未経過保険期間に対する保険料を保険者は被保険者に払い戻さなければならない。

３　第１項の規定により保険契約が解除されたときは、普通約款の定めによるものを除き、保険者は被保険者にその損失の補償を請求することはできない。

（談合その他の不正行為による解除）

第８条の２　被保険者は、保険者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1)　公正取引委員会が、保険者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2)　保険者（保険者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（債務不履行の損害賠償）

第９条　保険者は、第８条及び前条の規定により契約が解除されたときは、第４条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として被保険者に支払わなければならない。

２　保険者は、前項の場合において、被保険者の受けた損害が同項に規定する違約金の額を超えるときは、その超える額についても被保険者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第 10 条　保険者は、第８条の２の各号のいずれかに該当するときは、被保険者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の 10 分の２に相当する額を賠償金として被保険者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条の 2 第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他被保険者が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、被保険者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第 11 条　保険者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく被保険者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第 12 条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、被保険者と保険者が協議して定めるものとする。

（A）この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

（B）この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

［注］（A）は紙の契約書を作成する場合、（B）は電子契約を行う場合に使用する。

令和６年　月　日

被保険者　　長野市大字南長野字幅下６９２の２
　　長　野　県　知　事　　阿　部　　守　一

保険者　　●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
　　●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
　　●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●